



## 《税務の知識》日本版 ISA の概要

### はじめに

平成 25 年度の税制改正大綱が、年を跨いで 1 月 24 日に公表されました。

大綱の中で個人に係る税金としては、「非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等（いわゆる日本版 ISA）」の創設が注目されているところです。

約 1,500 兆円ある我が国の家計金融資産に着目し、自助努力に基づく資産育成を支援・促進し家計からの成長マネーの供給拡大を図るための制度として効果が期待されています。

ここでは、平成 25 年度税制改正大綱等により判明している範囲で、日本版 ISA の概要をまとめます。

なお、以下は現時点で予定されている制度の内容であり、確定時には内容に変更がある可能性がありますので、お取り扱いにご留意ください。

### 1. 日本版 ISA とは

日本版 ISA は、少額上場株式等に関する配当及び譲渡所得等のうち、要件を満たすものについて非課税とする制度です。

具体的には、非課税口座を開設し、当該非課税口座内に設置する非課税管理勘定へ受け入れた上場株式等から生じる配当及び譲渡所得等のうち、一定の要件を満たすものが非課税となります。

上場株式等に関する軽減税率の廃止（平成 25 年 12 月 31 日）と併せて平成 26 年 1 月 1 日より施行される新たな制度です。

### 2. 非課税口座の開設できる期間

平成 26 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日まで（10 年間）。

### 3. 非課税の対象となる配当及び譲渡所得等

- 非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以後 5 年を経過する日までの期間（以下、「非課税期間」という）内に支払を受けるべき配当等
- 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託契約等による譲渡をした場合における譲渡所得

### 4. 非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の範囲

以下 i)、ii) の合計金額が 100 万円以下

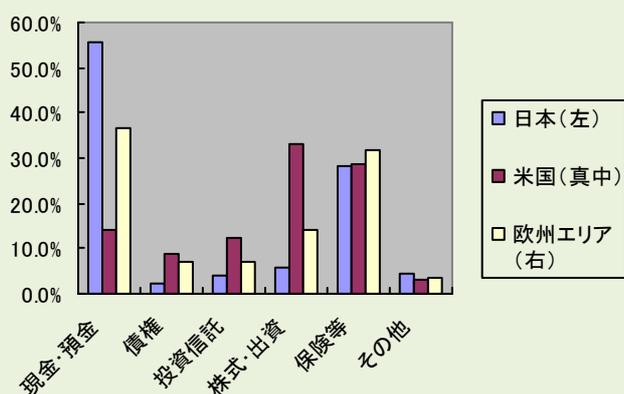
- i) 非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等
- ii) 非課税口座に係る他の年度の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管された上場株式等

### 5. 届け出

制度を利用しようとする者は、申請により税務署長から交付を受けた「非課税適用確認書」に住民票等を添付して金融商品取引業者等へ提出する必要がある

### 6. 家計金融資産の国際比較（参考）

以下は、家計の金融資産の構成割合について国際比較したグラフです。日本の家計においては、現金・預金比率は 50% を超え、安全志向が極めて強いことがうかがえます。



出典：日本銀行調査統計局「資金循環の日米欧比較」(H24. 12. 21)

### 結び

日本版 ISA は、英国で導入されている ISA (Individual Savings Accounts: 個人貯蓄口座) を模範とした制度ですが、投資より貯蓄を好む日本人の国民性から、どの程度普及するのか、個人的に興味のあるところです。

(担当：大山 陽一)